

令和5年度  
業務概要  
(令和4年度事業年報)



長野県佐久児童相談所  
長野県知的障害者更生相談所（佐久）

# 目次

## I 佐久児童相談所について

- 1 児童相談所の業務 (P. 3)
- 2 組織 (P. 3)
- 3 沿革 (P. 4)
- 4 管内面積・人口 (P. 4)
- 5 令和5年度業務運営方針 (P. 5)
  - 5-1 基本的な考え方
  - 5-2 重点目標
- 6 相談種類及び主な内容 (P. 6)
- 7 相談業務の流れ (P. 7)

## II 児童相談状況について

- 1 相談受付の状況
  - 1-1 経路別件数 (P. 8)
  - 1-2 相談種類別件数 (P. 9)
  - 1-3 年齢別相談件数 (P. 10)
  - 1-4 市町村別相談件数 (P. 11)
- 2 相談対応の状況
  - 2-1 対応種類別件数 (P. 12)
  - 2-2 相談種類別件数 (P. 13)
  - 2-3 養護相談の理由別件数 (P. 14)
  - 2-4 児童虐待相談対応の状況
    - (1) 過去10年間の児童虐待相談件数 (P. 14)
    - (2) 児童虐待相談の経路別件数 (P. 15)
    - (3) 児童虐待相談の種類別件数 (P. 16)
    - (4) 児童虐待相談の主な虐待者別件数 (P. 16)
    - (5) 被虐待児の年齢層別件数 (P. 16)
- 3 里親や児童福祉施設への措置の状況
  - 3-1 一時保護措置の状況 (P. 17)
    - (1) 児童相談所一時保護所への目的別保護状況
    - (2) 児童相談所一時保護所への相談種類別保護状況
    - (3) 児童相談所一時保護所以外への保護委託状況
  - 3-2 里親・ファミリーホーム委託措置の状況 (P. 18)
    - (1) 登録及び認定里親数

- (2) 里親・ファミリーホーム委託措置児童数
- 3-3 児童福祉施設措置の状況
  - (1) 入退所・年度末在籍人員 (P. 19)
  - (2) 相談種類別の措置解除理由 (P. 19)
- 4 1歳6か月児、3歳児精密健康診査及び事後指導 (P. 20)
- 5 療育手帳交付・再判定の状況 (P. 20)
- 6 知的障害者更生相談所業務 (P. 21)
  - 6-1 過去5年間の相談受付件数
  - 6-2 相談及び判定の種類別受付件数・判定書等交付件数

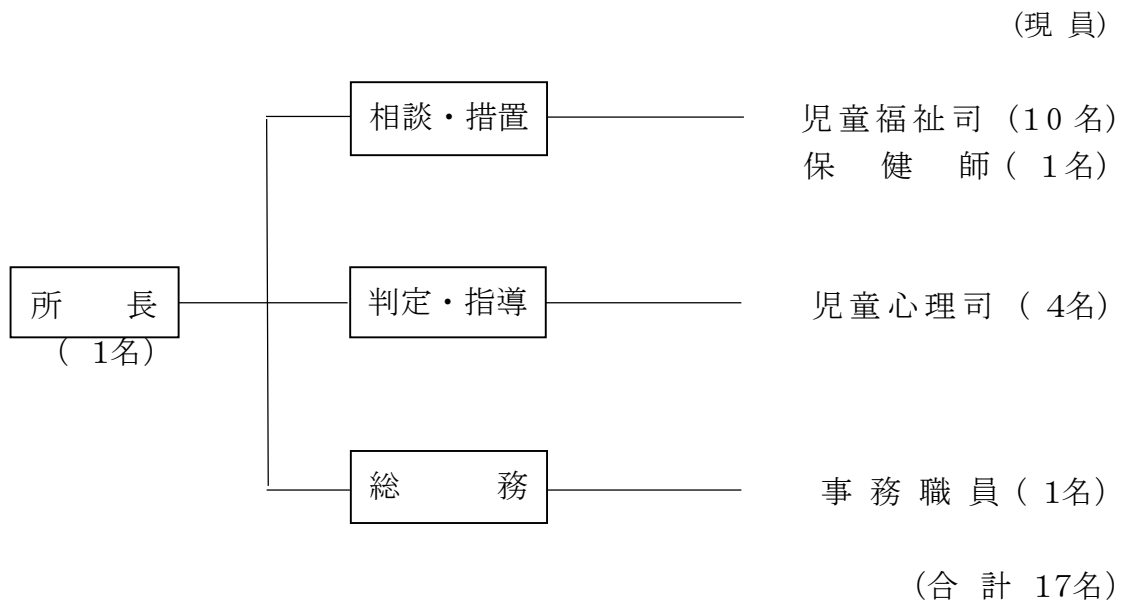
# I 佐久児童相談所について

## 1 児童相談所の業務

児童相談所は児童福祉法第 12 条により設置され、児童の福祉を増進するための相談に応じており、主として次の業務を行っています。

- (1) 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、専門職員による調査（立ち入り調査等を含む）並びに医学的・心理学的・教育学的・社会学的及び精神保健上の判定を行い、子どもの心理、健康及び発達に関する専門的な指導その他必要な指導を行っています。（措置による在宅指導を含む。）
- (2) 緊急に保護を必要とする場合等に子どもの一時保護を行っています。
- (3) 様々な事情により家庭で生活することができない子どもを、里親等に委託又は児童養護施設等へ入所させます。
- (4) 里親制度の普及啓発、里親登録に向けた相談対応、情報提供、助言、研修等に加え、マッチングから委託児童の自立支援まで一貫した里親養育支援をしています。
- (5) 市町村による児童家庭相談への対応について市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行っています。

## 2 組織



### 3 沿革

昭和 23 年 4 月	児童福祉法の規定に基づき、長野市に県内一円を管轄区域として、長野県児童相談所が設置され児童相談業務を開始した。
24 年 5 月	松本児童相談所設置に伴い、長野県児童相談所を長野県中央児童相談所と改称し、佐久地域はその管轄となる。
28 年 5 月	南北佐久郡社会福祉協議会及び民生児童委員協議会において、佐久地域の児童福祉を積極的に推進するための一方策として児童相談所を自ら設置することとし、出張児童相談所を元自治警察署の庁舎に設置した。
32 年	長野県佐久児童相談所の設置（出張児童相談所の県立移管）について陳情活動が始まる。
36 年 3 月	旧浅間町庁舎に移転する。
36 年 4 月	県移管となり、長野県佐久児童相談所となる。管轄区域は小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡となる。
47 年 4 月	旧長野県佐久家畜保健衛生所庁舎に移転する。
平成 5 年 3 月	現地に改築される。
16 年 4 月	東御市が管轄に加わる。
17 年 3 月	管内の佐久町と八千穂村が合併し、佐久穂町となる。
17 年 4 月	管内の臼田町、望月町、浅科村が佐久市と合併する。

### 4 管内面積・人口

令和 5 年 4 月 1 日現在

郡市名	総面積 (km <sup>2</sup> )	全県に占める割合 (%)	総人口 (人)	児童人口	児童が占める割合 (%)
				(18 歳未満) (人)	
小諸市	98.55	0.7	40,512	5,655	14.0
佐久市	423.51	3.1	97,335	14,901	15.3
東御市	112.37	0.8	29,523	4,304	14.6
南佐久郡	767.42	5.7	22,445	2,830	12.6
北佐久郡	281.69	2.1	41,938	6,060	14.4
管内計	1,683.54	12.4	231,753	33,750	14.6
長野県	13,561.56	100.0	2,007,647	285,232	14.2

## 5 令和5年度業務運営方針

### 5-1 基本的な考え方

平成28年改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であることが明確化されるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されたほか、国、都道府県、市町村の役割と責務の明確化や虐待の発生予防・発生時の対応強化を中心とした市町村・児童相談所の体制強化などが明記されました。

長野県においても、令和2年6月に「長野県社会的養育推進計画」を策定し、「子どもの最善の利益の実現」を基本方針と定め、すべての子どもがいつも笑顔で健やかに成長し、社会でその能力を十分に発揮し活躍できるよう、具体的な取り組みがまとめられました。

当所では、こうした国等の取り組みを踏まえ、迅速、的確な支援を行うため、市町村等関係機関・団体と協働し、以下の項目を重点目標に掲げて業務を遂行します。

### 5-2 重点目標

#### (1) 「子どもの最善の利益」に配慮した相談支援活動

子ども、保護者、地域の支援者の相談ニーズを的確に把握し、福祉職と心理職が問題状況をそれぞれの視点から十分にアセスメントし、子どもの最善の利益に沿うよう支援します。

#### (2) 児童虐待への迅速、的確な対応

児童虐待通告に対しては、警察と締結された協定書に基づき、警察等関係機関と連携しながら、48時間以内に安全確認を確実にを行い、必要に応じ躊躇なく一時保護を実施するなど、子どもの安全確保を的確に行います。また、その後の支援においては関係機関と協力し、虐待の再発防止や家族関係の改善を図ります。

#### (3) 社会的養護の下にある子どもへの支援の強化

長野県社会的養育推進計画に基づき、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託を進めると共に、委託中も子ども・里親双方への相談・支援を行います。

なお、既に児童養護施設に入所中の子どもについては、里親支援専門相談員と連携し、個別に処遇の見直しを行い、家庭復帰が可能と思われる子どもについては、時期を逸しないよう促進し、家庭復帰が困難な子どもについては、家庭養育への措置変更を検討します。

また、特別養子縁組についても適切に相談に応じ、積極的に対応を図ります。

児童養護施設等には、虐待の被害を受けた子どもや、障がいを抱える子どもの入所が増えていることにより、入所後の養育について、より専門的な支援や心理的ケアが求められるため、家庭支援専門相談員等と協力して、子ども本人と家族それぞれに対して支援すると共に、親子の交流のあり方を検討し、関係改善に向けて支援します。

#### (4) 市町村への支援

日常の相談援助活動を通しての技術的支援に加え、市町村要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議）への積極的な参加、また市町村のニーズに応じた研修を実施し、ソーシャルワーク体制の構築について支援します。

#### (5) 児童相談所の体制及び専門性の強化

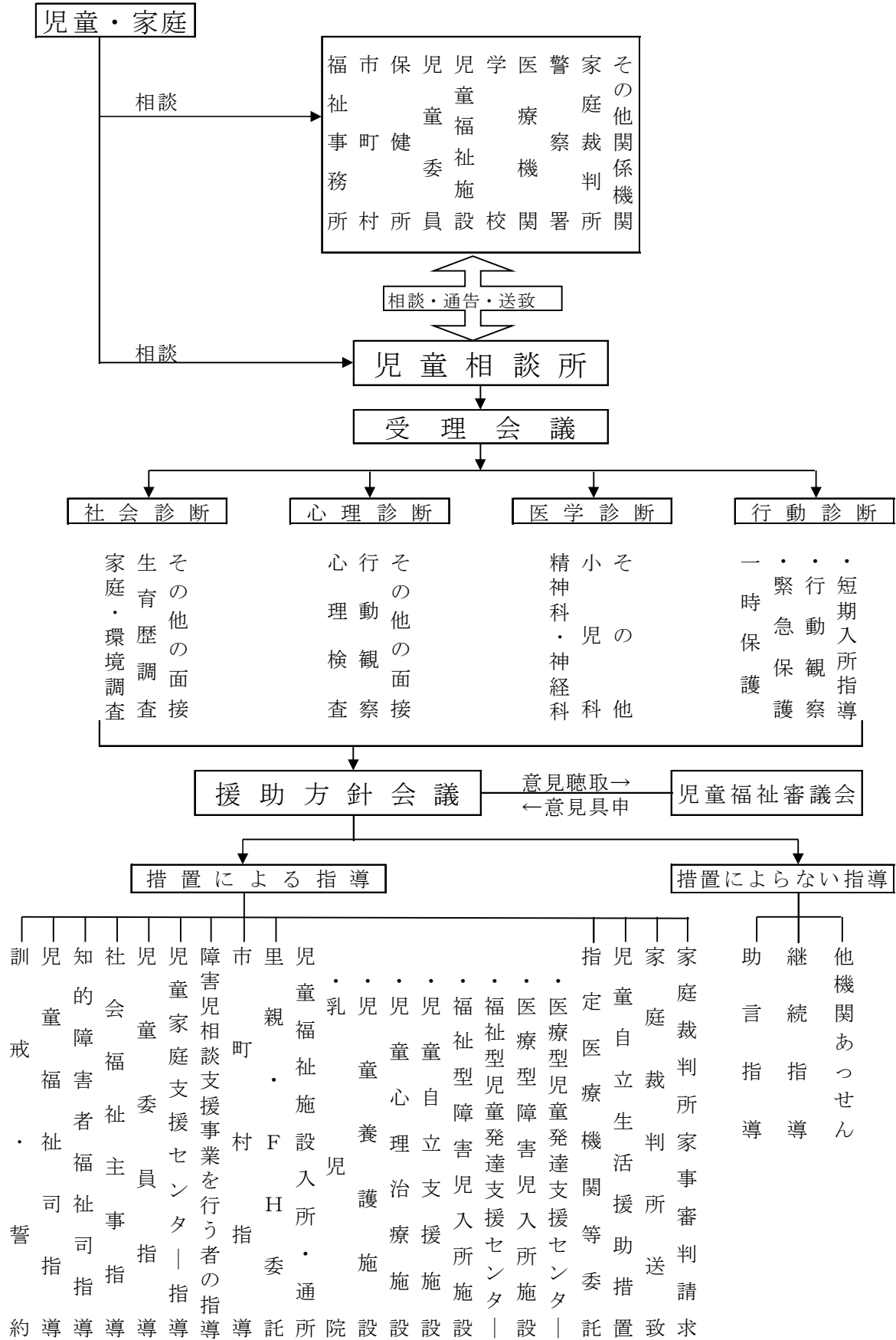
所内研修を実施すると共に、虐待対応アドバイザー等との連携及び各種研修会へ参加し専門性の向上を図り、体制の強化に努めます。

## 6 相談種類及び主な内容

相談種類		内 容
養 護 相 談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
	児童虐待	身体的虐待、保護の怠慢・拒否、性的虐待、心理的虐待
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障 が い 相 談	肢 体 不 自 由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 が い	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障がい児に関する相談
	言 語 発 達 障 が い 等	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
	重 症 心 身 障 が い	重症心身障がい児（者）に関する相談
	知 的 障 が い	知的障がい児に関する相談
	発 達 障 が い	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	触 法 行 為 等	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けたときには通告がなくても調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	性 格 行 動	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不 登 校	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談
	適 性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談

## 7 相談業務の流れ

受け付けた相談は、次のような手順で援助方針の決定を行います。





## Ⅱ 児童相談状況について

### 1 相談受付の状況

#### 1-1 経路別件数

(単位：件)

経路		年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和4年度	
							件 数	構 成 比 (%)
都道府県	児童相談所		14	22	25	21	19	2.6
	福祉事務所		1	4			2	0.3
	保健センター							
	その他		4	10	5	14	5	0.7
市町村	福祉事務所		88	136	113	132	114	15.3
	児童委員							
	保健センター		40	32	11	14	2	0.3
	その他		49	68	69	97	127	17.0
児童福祉施設・指定医療機関	保育所					2		
	児童福祉施設		15	17	24	21	9	1.2
	指定医療機関			1				
児童家庭支援センター							2	0.3
警察等			118	179	185	139	168	22.6
家庭裁判所			2	1		1	2	0.3
保健所及び医療機関	保健所			1				
	医療機関		2	22	17	19	12	1.6
学校等	幼稚園				3	2	1	0.1
	学校		96	79	70	50	54	7.2
	教育委員会等		2	2	3	1		
里親・保護受託者			1	6	6	5	4	0.5
児童委員（通告の仲介を含む）						1		
家族・親戚			174	171	199	204	141	18.9
近隣・知人			26	35	31	36	53	7.1
児童本人			8	15	13	9	19	2.6
その他			19	31	21	26	11	1.5
<b>合 計</b>			<b>659</b>	<b>832</b>	<b>795</b>	<b>794</b>	<b>745</b>	<b>100.0</b>
再掲	措置変更		4	3	8	6	2	0.3
	期間延長			6	5	11	6	0.8
	巡回相談		64	39	31	31	7	0.9
	電話相談		12	12	23	24	14	1.9

1-2 相談種類別件数

(単位：件)

相談種類		年度	平成	平成	令和	令和	令和4年度	
		30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	件 数	構 成 比 (%)	
養 護 相 談	児 童 虐 待	247	408	393	377	384	51.5	
	家 出	1						
	死 亡				2	1	0.1	
	離 婚							
	傷 病	4	14	6	9	8	1.1	
	その他家族環境	129	106	112	90	101	13.6	
	そ の 他	5	12	8	3	1	0.1	
	<b>小 計</b>	<b>386</b>	<b>540</b>	<b>519</b>	<b>481</b>	<b>495</b>	<b>65.3</b>	
保 健 相 談								
障 が い 相 談	肢 体 不 自 由	6			5			
	視 聴 覚 障 が い							
	言 語 発 達 障 が い 等							
	重 症 心 身 障 が い	9	6	5	10			
	知 的 障 が い	146	170	166	180	173	23.2	
	発 達 障 が い	2	7	10	6	9	1.2	
	<b>小 計</b>	<b>163</b>	<b>183</b>	<b>181</b>	<b>201</b>	<b>182</b>	<b>22.8</b>	
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等	23	9	12	11	5	0.7	
	触 法 行 為 等	8	12	7	3	6	0.8	
	<b>小 計</b>	<b>31</b>	<b>21</b>	<b>19</b>	<b>14</b>	<b>11</b>	<b>2.4</b>	
育 成 相 談	性 格 行 動	27	36	34	39	27	3.6	
	不 登 校	6		4	9	3	0.4	
	適 性				1	1	0.1	
	育 児 ・ し つ け	36	16	12	7	1	0.1	
	<b>小 計</b>	<b>69</b>	<b>52</b>	<b>50</b>	<b>56</b>	<b>32</b>	<b>6.3</b>	
そ の 他 の 相 談		10	36	26	42	25	3.4	
<b>合 計</b>		<b>659</b>	<b>832</b>	<b>795</b>	<b>794</b>	<b>745</b>	<b>100.0</b>	

1-3 年齢別相談件数

(単位：件)

相談種類 年齢	養 護 相 談	(再掲) 児童虐待 相 談	保 健 相 談	障がい相談						非行相談		育成相談				そ の 他 の 相 談	合 計
				肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	言 語 発 達 障 が い 等	重 症 心 身 障 が い	知 的 障 が い	発 達 障 が い	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ つ け		
0歳	32	21														1	33
1歳	29	24						2									31
2歳	24	23						7	1							1	33
3歳	23	21						10									33
4歳	26	22						17									43
5歳	26	23						8				1					35
6歳	22	18						15				1		1	1	4	44
7歳	29	23						1	1							2	33
8歳	34	27						6	1			1				1	43
9歳	25	21						6			1	2	1			4	39
10歳	30	22						4	2	1	1	2				1	41
11歳	38	29						10	1		1	2				1	53
12歳	27	20						10			1	2				2	42
13歳	25	22						11	1	1		4	1			2	45
14歳	25	15						17	1	3		5					51
15歳	24	19						13			1	4	1			1	44
16歳	25	19						7	1			1				1	35
17歳	21	14						25			1	2					49
18歳以上	10	1						4								4	18
<b>合 計</b>	<b>495</b>	<b>384</b>						<b>173</b>	<b>9</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>27</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>25</b>	<b>745</b>

1-4 市町村別相談件数

(単位：件)

相談種類	養護相談		保健相談	障がい相談					非行相談		育成相談				その他の相談	合計
		(再掲)児童虐待		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性		
市町村																
小諸市	111	91					25	1	2	1	3				3	146
佐久市	182	137					77	5	1	4	14	3			12	298
東御市	65	45					26	1			6		1			99
南佐久郡	小海町	18	15							1					1	20
	佐久穂町	18	15				10			1					1	30
	川上村	7	6													7
	南牧村	10	6				3								2	15
	南相木村														1	1
	北相木村	3	3				1								2	6
北佐久郡	軽井沢町	31	26				8	1			1			1		42
	御代田町	27	20				16	1			1					45
	立科町	10	7				4		1		1				1	17
その他	13	13				3				1				2	19	
<b>合計</b>	<b>495</b>	<b>384</b>					<b>173</b>	<b>9</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>27</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>25</b>	<b>745</b>

## 2 相談対応の状況

### 2-1 対応種類別件数

(単位：件数)

対応		年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和4年度	
							件 数	構 成 比 (%)
面 接 指 導	助 言 指 導		476	597	561	530	546	71.7
	継 続 指 導		129	136	155	164	131	17.2
	他 機 関 あ つ せ ん		17	15	8	23	10	1.3
	<b>小 計</b>		<b>622</b>	<b>748</b>	<b>724</b>	<b>717</b>	<b>687</b>	<b>90.3</b>
児 童 福 祉 司 指 導			5	11	5	10	5	0.7
児 童 委 員 指 導								
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託							1	0.1
福 祉 事 務 所 送 致 等			12	8	14	12	15	2.0
訓 戒 ・ 誓 約				1				
児 童 福 祉 施 設	入 所		7	16	11	10	17	2.2
	(再掲) 家庭裁判所送致 (法第27条の3)							
	通 所							
	<b>小 計</b>		<b>7</b>	<b>16</b>	<b>11</b>	<b>10</b>	<b>17</b>	<b>2.2</b>
指 定 医 療 機 関 委 託								
里 親 委 託 等			16	10	9	7	7	0.9
家 庭 裁 判 所 送 致 (法第27条第1項第4号)								
そ の 他			24	42	35	47	29	3.8
<b>合 計</b>			<b>686</b>	<b>836</b>	<b>798</b>	<b>803</b>	<b>761</b>	<b>100.0</b>

2-2 相談種類別件数

(単位：件)

相談種類 対応	養護相談	(再掲)児童虐待	保健相談	障がい相談					非行相談		育成相談			その他の相談	合計		
				肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校			適性	
面接指導 助言指導	343	269						141	9	5	3	22	2	1	1	19	546
継続指導	125	92									3	2	1				131
他機関あつせん	8	7										1				1	10
児童福祉司指導	5	5															5
児童委員指導																	
児童家庭支援センター指導・指導委託	1																1
福祉事務所送致								15									15
訓戒・誓約																	
児童福祉施設	入所	16	11									1					17
	(再掲)家庭裁判所送致(法第27条の3)																
	通所																
指定医療機関委託																	
里親等委託	5	3										2					7
家庭裁判所送致(法第27条第1項第4号)																	
その他	7	3						17								5	29
<b>合計</b>	<b>510</b>	<b>390</b>						<b>173</b>	<b>9</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>28</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>25</b>	<b>761</b>

2-3 養護相談の理由別件数

(単位：件)

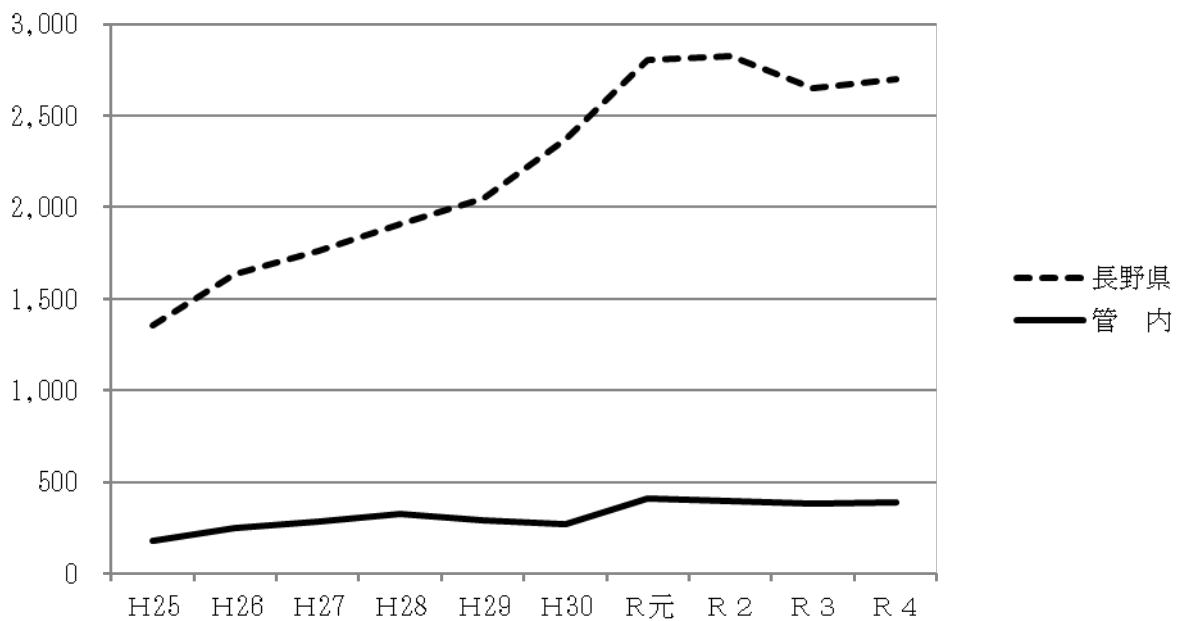
対応	理由	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境		その他	合計
						虐待	その他		
児童福祉施設入所						11	5		16
里親委託						3	2		5
面接指導					8	368	99	1	476
その他			1			8	4		13
<b>合計</b>		<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>390</b>	<b>110</b>	<b>1</b>	<b>510</b>

2-4 児童虐待相談対応の状況

(1) 過去10年間の児童虐待相談件数

(単位：件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
長野県	1,358	1,638	1,761	1,909	2,048	2,370	2,804	2,825	2,651	2,697
管内	179	248	283	325	289	268	412	394	386	390



## (2) 児童虐待相談の経路別件数

(単位：件)

経路		地区等	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			長野県	管内	長野県	管内	長野県	管内
都道府県	児童相談所		83	5	83	16	91	13
	福祉事務所		12	4	12		3	1
	保健センター		2		2			
	その他		24	8	24	3	17	4
市町村	福祉事務所		196	46	196	29	232	15
	児童委員						1	
	保健センター		17	7	17	2	4	
	その他		239	19	239	29	307	68
児童福祉施設・指定医療機関	保育所		23		23		13	
	児童福祉施設		35	2	35	7	21	
	指定医療機関							
認定こども園		2		2		4		
警察等		1,052	150	1,052	151	994	145	
児童家庭支援センター		5		5		5	2	
家庭裁判所								
保健所及び医療機関	保健所		3	1	3		3	
	医療機関		68	15	68	12	93	7
学校等	幼稚園		4		4	3	5	1
	学校		390	58	390	54	271	40
	教育委員会等		1		1			
里親・保護受託者		8	3	8	3	12	3	
児童委員（通告の仲介を含む）								
家族・親戚	本人虐待者	父親	45	2	45	8	20	
		母親	116	21	116	7	110	14
		その他	7		7		2	
	以外虐待者	父親	26	2	26	1	37	8
		母親	55	11	55	14	58	1
		その他	43	9	43	5	37	7
親戚		56	6	56	10	35	4	
近隣・知人		201	20	201	22	235	40	
児童本人		47	13	47	10	46	15	
その他		44	10	44	8	41	2	
合計			2,804	412	2,804	394	2,697	390



(3) 児童虐待相談の種類別件数

(単位：件)

年度	身体的虐待		性的虐待		保護の怠慢 ・拒否		心理的虐待	
	県	管内	県	管内	県	管内	県	管内
令和2年度	676	81	21	3	434	50	1,694	260
令和3年度	617	95	22	4	405	51	1,607	236
令和4年度	582	70	28	9	438	75	1,649	236

(4) 児童虐待相談の主な虐待者別件数

(単位：件)

地区等	虐待者	父		母		その他	合計
		実父	実父以外の父	実母	実母以外の母		
令和2年度	長野県	1,280	135	1,347	12	51	<b>2,825</b>
	管内	179	13	186	2	14	<b>394</b>
令和3年度	長野県	1,184	149	1,247	19	52	<b>2,651</b>
	管内	158	18	195	4	11	<b>386</b>
令和4年度	長野県	1,220	158	1,244	15	60	<b>2,697</b>
	管内	170	21	188	0	11	<b>390</b>

(5) 被虐待児の年齢層別件数

(単位：件)

地区等	年齢	0歳～ 3歳未満	3歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	合計
		令和2年度	長野県	472	671	1,046	409
	管内	64	59	153	68	50	<b>394</b>
令和3年度	長野県	521	503	906	423	298	<b>2,651</b>
	管内	71	79	139	51	46	<b>386</b>
令和4年度	長野県	521	474	928	434	340	<b>2,697</b>
	管内	68	74	144	58	46	<b>390</b>

### 3 里親や児童福祉施設への措置の状況

#### 3-1 一時保護措置の状況

##### (1) 児童相談所一時保護所への目的別保護状況

年度別 目的別	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
緊急保護	13	890	10	213	15	636
行動観察	3	50	0	0	0	0
短期入所指導	1	16	1	5	0	0
<b>合計</b>	<b>17</b>	<b>956</b>	<b>11</b>	<b>218</b>	<b>15</b>	<b>636</b>

※延日数：年度中に委託解除した児童について、委託した日から解除するまでに要した日数（以下同）

##### (2) 児童相談所一時保護所への相談種別保護状況

年度別 相談種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
養護（児童虐待）	10	829	10	213	12	501
養護（その他）	1	15	0	0	2	79
知的障がい	0	0	0	0	0	0
発達障がい	0	0	0	0	0	0
ぐ犯行為等	3	52	1	5	0	0
触法行為等	1	28	0	0	0	0
性格行動	2	32	0	0	1	56
不登校	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
<b>合計</b>	<b>17</b>	<b>956</b>	<b>11</b>	<b>218</b>	<b>15</b>	<b>636</b>

##### (3) 児童相談所一時保護所以外への保護委託状況

年度別 相談種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
児童福祉施設	30	527	20	529	61	1446
その他	25	263	9	132	15	399
<b>合計</b>	<b>55</b>	<b>790</b>	<b>29</b>	<b>661</b>	<b>76</b>	<b>1845</b>

### 3-2 里親・ファミリーホーム委託措置の状況

#### (1) 登録及び認定里親数

区分		年度別		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度末登録里親数		36	34	37
新規(年度中)		5	3	7
取消(年度中)		7	0	2
<b>年度末現在登録里親数</b>		<b>34</b>	<b>37</b>	<b>42</b>
うち児童が委託されている里親数		19	21	20

#### (2) 里親・ファミリーホーム委託措置児童数

区分		年度別		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度末委託児童数		18	21 (3)	23 (4)
新規に委託された児童数(年度中)	児童福祉施設から受託	2	3	0
	家庭から受託	6	3 (1)	6
	その他	0	1	0 (1)
	計	8	7 (1)	6 (1)
移管		0	0	0
措置を解除または変更された児童数(年度中)	養子縁組	1	1	1
	帰宅	3	0	1
	就職	0	2	1
	施設入所	0	1	1
	その他	1	1	2 (1)
	計	5	5	6 (1)
<b>年度末現在委託児童数</b>		<b>21 (3)</b>	<b>23 (4)</b>	<b>23 (4)</b>
うち年齢階級別人数	0歳	1	0	1
	1～6歳	6	8	7
	7～12歳	7 (2)	7 (2)	6 (2)
	13～15歳	3 (1)	5 (1)	3 (1)
	16歳以上	4	3 (1)	6 (1)

※委託児童数( )は、ファミリーホーム(外数)

### 3-3 児童福祉施設措置の状況

#### (1) 入退所・年度末在籍人員

(単位：人)

年度	施設種類	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	合 計
令和 2 年 度	入	1	7	1	1	1	0	11
	退	2	17	0	1	1	0	21
	年 度 末 在 籍 人 員	2	40	1	2	2	3	50
令和 3 年 度	入	2	6	1	0	1	0	10
	退	1	12	1	1	1	1	17
	年 度 末 在 籍 人 員	3	34	1	1	2	2	43
令和 4 年 度	入	1	16	0	0	0	0	17
	退	1	9	0	0	0	0	10
	年 度 末 在 籍 人 員	1	40	1	1	2	2	47

※令和4年度中に、乳児院2名、児童養護施設1名を他児相に移管

#### (2) 相談種類別の措置解除理由

(単位：人)

相談種類	養護相談		障 が い 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	そ の 他 の 相 談	合 計
	児 童 虐 待	そ の 他					
退所理由							
家 庭 復 帰	3	3					6
社 会 的 自 立	2	1					3
そ の 他	1						1
合 計	6	4	0	0	0	0	10

4 1歳6か月児、3歳児精密健康診査及び事後指導

	精密健康診査	事後指導	合 計
1歳6か月児	0	0	0
3歳児	0	0	0

5 療育手帳交付・再判定の状況

	児童相談所 (18歳未満)	知的障害者更生相談所 (18歳以上)
新規交付	76	18
再判定	63	54

## 6 知的障害者更生相談所業務

知的障害者更生相談所は、知的障がい者の福祉増進のための相談、援助業務を行っています。

具体的には、18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、療育手帳の交付など必要な援助を行います。

### 6-1 過去5年間の相談受付件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	89	131	136	122	106

### 6-2 相談及び判定の種類別受付件数・判定書等交付件数

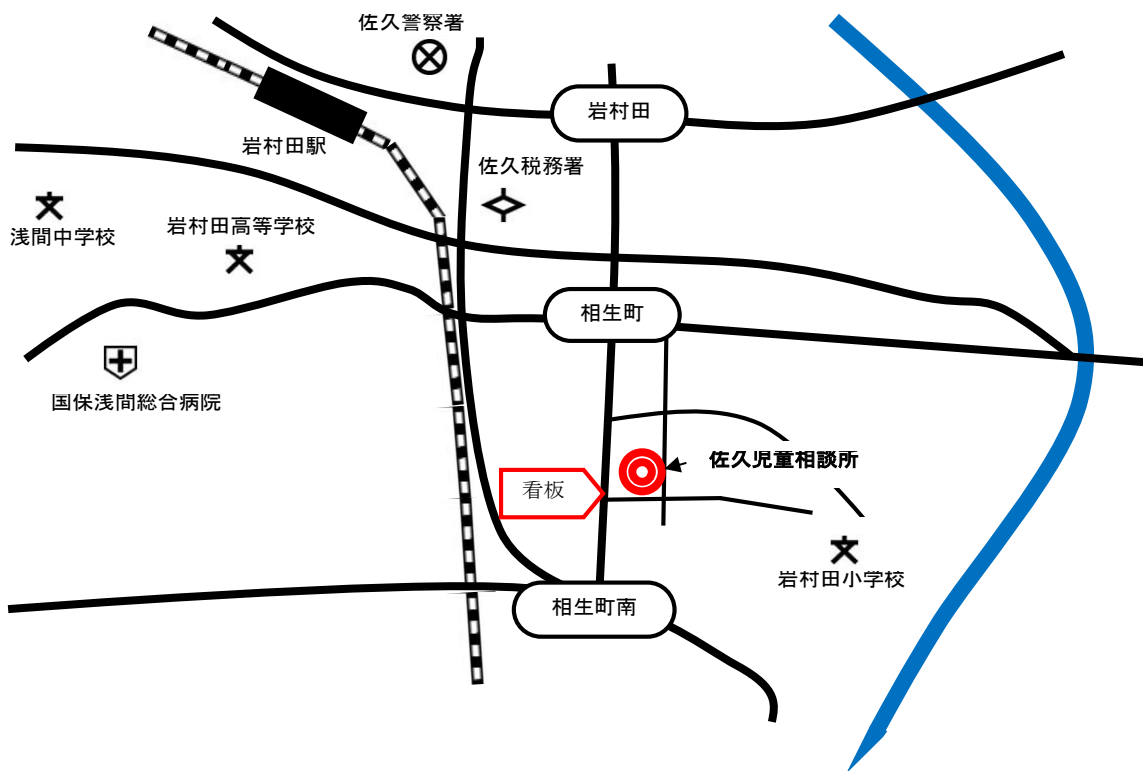
	取扱実人員	相談の種類								判定の種類				判定書等交付件数				
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能学的判定	その他の判定	計	障がい程度区分	療育手帳	その他
来所	103						94	9	103	1	67			68		94	9	103
巡回	3						3		3		3			3		3		3

# 令和5年度「児童福祉週間」標語

小さなて みんなではぐくみ 育ててく

たけしま いつき  
竹島 一樹さん (15歳) 兵庫県

## 長野県佐久児童相談所位置図





# しあわせ信州

令和5年度業務概要 (令和4年度事業年報)

---

長野県佐久児童相談所

長野県知的障害者更生相談所(佐久)

住所：〒385-0022

長野県佐久市岩村田3152-1

電話：0267-67-3437

FAX：0267-67-3449

---

児童虐待・DV24時間ホットライン TEL:026-219-2413

児童相談所全国共通ダイヤル TEL:189